

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 加美消防署

監査実施期日： 令和4年4月18日

監査結果報告： 令和4年4月21日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	改善措置状況	備考
<p>1 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等のうち、軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。 	<p>指摘箇所すべて補完、訂正しました。</p>	
<p>2 郵便切手受払簿</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便切手受払簿において、実枚数に影響はないが、全ての種類の切手について、前年度からの繰越しの欄に受入枚数の記載誤りがあったので、補完されたい。(R4・加美) 	<p>受枚数と残数が同じになるよう補完、訂正しました。</p>	
<p>3 物品購入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消耗品(引き綱)購入」において、大崎市(組合)の入札参加業者登録について、営業所を受任機関としている業者から営業所長名で見積書の提出を受けていたが、見積徴収報告では、本社が記載されていたため、訂正されたい。(R3・加美)大崎市(組合)の入札参加業者登録では、本社から入札や契約に関する権限を営業所などの受任機関に委任している場合は、本社が契約の相手方とはならないため、契約事務の透明性、公平性の確保の観点から、適正に見積合わせを行うこと。 	<p>起案書を営業所名で訂正しました。</p>	
<p>4 物品管理カード</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品管理規則第19条第2項では、供用する備品に備品シールを付す、又は表示しがたいものについては、「備品・消耗品取扱要領」において、収納ケースや説明書等への貼付け等が定められているが、水槽付消防ポンプ自動車の備品シールが作成されていなかったため、補完されたい。(R3・加美) 	<p>加美タンク車のシール不備について、総務課管財係へ問合せ、備品シール受領。物品カードと一緒に補完しました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。